

道路の冠水対策に関する調査

－アンダーパス部を中心として－

結果報告書

－事例集－

平成30年4月

近畿管区行政評価局

目 次

1 ハード対策

[大阪府内]

事例表 1	(大阪府)	1
事例表 2	(大阪市)	2
事例表 3	(豊中市)	4
事例表 4	(堺 市)	5
事例表 5	(豊中市)	6
事例表 6	(豊中市)	7

[兵庫県内]

事例表 7	(姫路市)	8
事例表 8	(兵庫県)	10
事例表 9	(神戸市)	11
事例表 10	(神戸市)	12
事例表 11	(尼崎市)	13
事例表 12	(神戸市)	14
事例表 13	(姫路市)	15
事例表 14	(宝塚市)	16
事例表 15	(尼崎市)	18
事例表 16	(兵庫県)	19
事例表 17	(神戸市)	20
事例表 18	(尼崎市)	21
事例表 19	(西宮市)	22
事例表 20	(西宮市)	23
事例表 21	(姫路市)	24

[奈良県内]

事例表 22	(奈良県)	26
事例表 23	(奈良県)	27
事例表 24	(奈良県)	28

2 ソフト対策

[大阪府内]

事例表 25	(大阪市)	29
事例表 26	(豊中市)	30

[兵庫県内]

事例表 27	(兵庫県)	32
事例表 28	(尼崎市)	34
事例表 29	(尼崎市)	35
事例表 30	(兵庫県)	36

[奈良県内]

事例表 31	(奈良県)	38
--------	-------	----

事例表の地図データは、国土地理院電子地形図、道路防災情報 WEB マップ（道路ハザードマップ）を使用している。

事 例 表

番号	1			実地調査年月日	平成 29 年 11 月 30 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	泉南市	男里	33	府道	大阪府 岸和田土木事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
大阪府-02-023		東鳥取南海線 泉南市男里		南海電鉄本線 男里地下道	

事例の概要

道路路面に「冠水（時）注意」及び「水深」の表示、自動車運転者に常に印象付け（大阪府）

大阪府は、管理対象の 24 か所のアンダーパス部のうち、男里地下道における冠水対策として、道路路面に「冠水時注意」と表示することに加えて、水位がこのラインまで達すると 0.5m 又は 1.0m 冠水していることを表す「水深 0.5m」、「水深 1.0m」のラインを表示。



冠水時注意の表示



水深 0.5m、水深 1.0m の表示

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

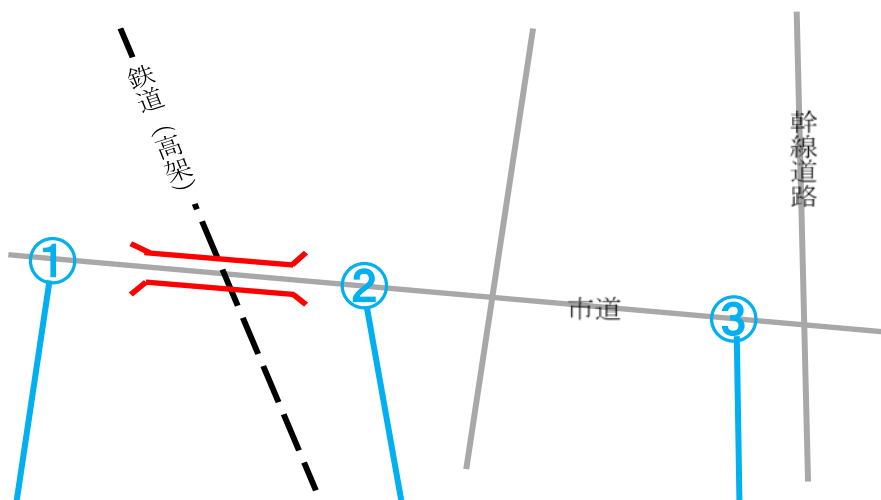
事 例 表

番号	2			実地調査年月日	平成 29 年 11 月 16 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	大阪市				
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	

事例の概要

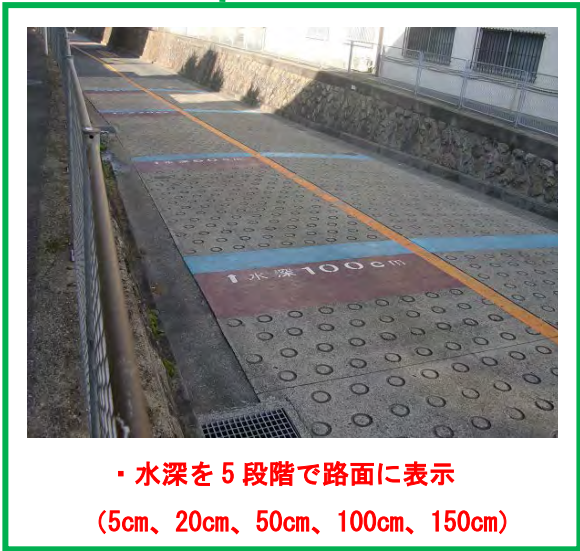
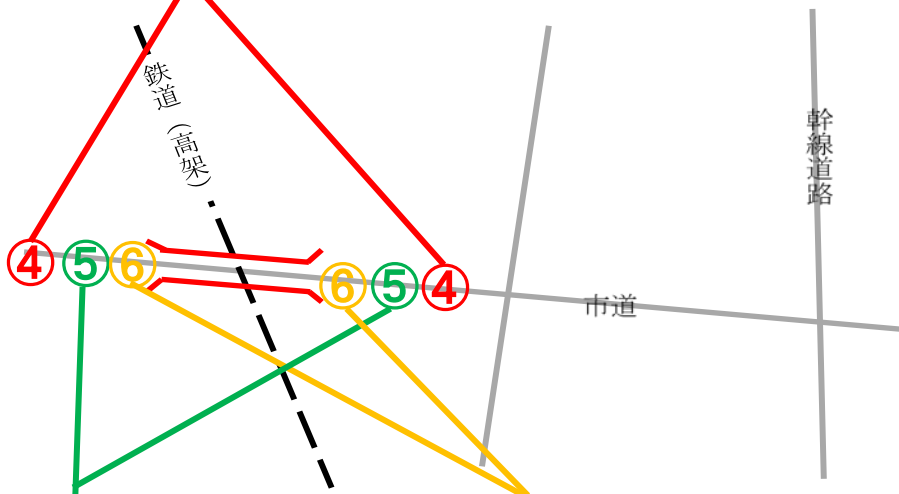
注意喚起標識類や情報板等をアンダーパス部の進入路等に多数設置し、重層的に注意喚起を実施(大阪市)

アンダーパス部の進入路①、②及び、交通量の多い交差点からアンダーパス部に向かう進入路③に情報板を設置している。加えて、路面に「冠水時注意」と表示④、水深を5段階で表示⑤、通行止め基準の水深を看板で表示⑥するなど、重層的に注意喚起を実施している例あり

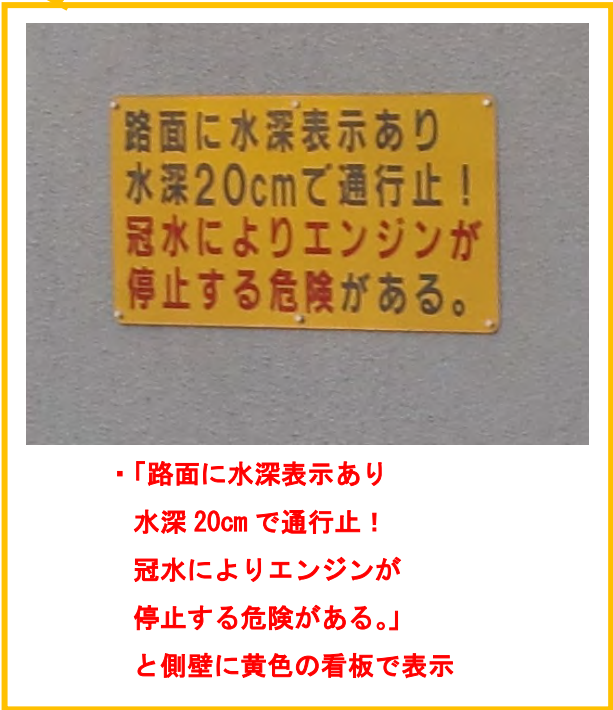




・「冠水時注意」と路面表示



・水深を5段階で路面に表示
(5cm、20cm、50cm、100cm、150cm)



・「路面に水深表示あり
水深20cmで通行止！
冠水によりエンジンが
停止する危険がある。」
と側壁に黄色の看板で表示

備考

事 例 表

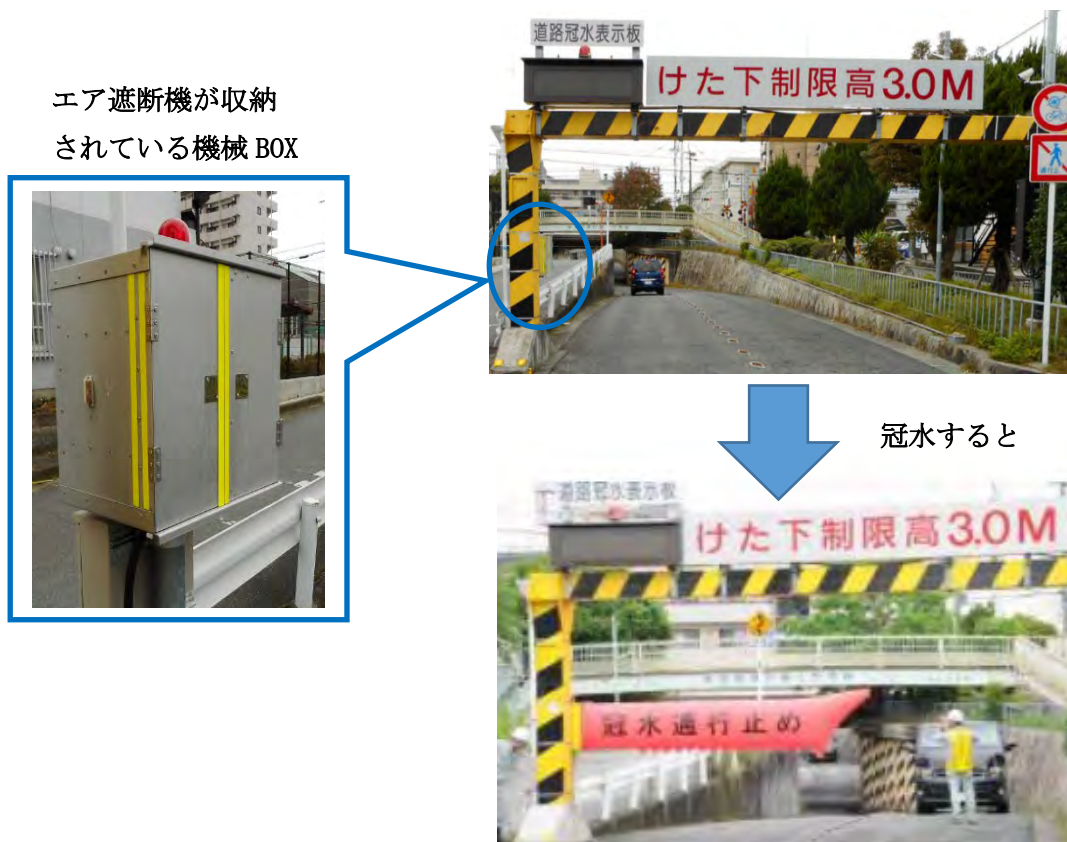
番号	3			実地調査年月日	平成 29 年 11 月 22 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	豊中市	稲津町 1 丁目	8 番地先	市道	大阪府豊中市 都市基盤部 道路維持課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
大阪府-02-106		稲津町第 15 号線 稲津町 1 丁目		阪急西側庄内線 阪急電鉄宝塚線	

事例の概要

エア遮断機をアンダーパス部の進入路に設置することにより、通行止め表示の見落としによる誤進入を物理的に防ぐことが可能（豊中市）

平成 25 年度に豊中市内の阪急西側庄内線アンダーパス部において発生した車両水没事故は、運転者による道路冠水表示板の通行止め表示の見落としが原因であった可能性がある。そのため、同市は、物理的に誤進入を防ぐ手段として、平成 26 年度に当該アンダーパス部に試験的にエアバルーン式の自動遮断機（エア遮断機）を設置し、28 年度に市が管理する残り 3 か所のアンダーパス部にも設置（大阪府-02-103～106 は同様の事例であるため、代表として大阪府-02-106 について事例表を作成）

当該アンダーパス部には、水位センサーが設置されており、水位 15cm 以上の状態が 30 秒以上続くと、情報板に「冠水通行止め」の表示がされその後 10 秒続くと、エア遮断機が自動的に作動。作動すると、「冠水通行止め」と表示されたエアバルーンが 30 秒ほど掛けて徐々に膨らみ、職員が現地に着く前に、物理的に道路の通行止めを行うことが可能



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	4			実地調査年月日	平成 29 年 11 月 28 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	堺市堺区	東永山園	2-43 番地先	国道	堺市建設局土木部 西部地域整備事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
大阪府-02-091		国道 310 号 東永山園		向陵地下道	

事例の概要

大雨注意報発表時等には、アンダーパス内部に設置した監視カメラにより職員が冠水状況を監視し、冠水が発生する可能性がある場合、迅速な対応が可能（堺市）

堺市は、冠水想定箇所とした市内アンダーパス部 6 か所全てについて、平成 27～28 年度にかけて監視カメラを設置し、大雨注意報発表時等には、土木監理課及び 3 か所の地域整備事務所のパソコン端末で、アンダーパス内部の冠水状況を監視（当局が現地調査した向陵地下道の状況は下図のとおり）

このため、アンダーパス部で冠水が発生する可能性がある場合は職員が迅速に現場に急行し、通行止め措置等を行うことが可能



アンダーパス部進入口に設置された注意喚起標識類



アンダーパス内部に設置された監視カメラ。堺市は、このカメラを通して冠水状況を監視

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

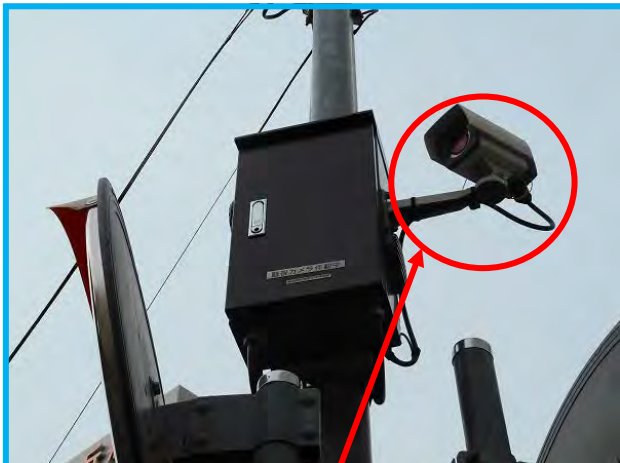
番号	5			実地調査年月日	平成 29 年 11 月 22 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	豊中市	少路 1 丁目	9 番地先	市道	大阪府豊中市 都市基盤部 道路維持課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
大阪府-02-103		少路上野坂線 少路 1 丁目地先		大阪中央環状線 中国自動車道	

事例の概要

監視カメラを既存の水防のためのシステムに組み入れ、監視カメラからの画像を雨量情報などと一元的に管理するとともに、経費も節減（豊中市）

豊中市は、職員が事務所や出先から道路冠水の状況を確認し、速やかに現場対応の指示ができるよう、平成 26 年度に市が冠水想定箇所として管理する 4 か所全てのアンダーパス部に監視カメラを設置

監視カメラは、既に運用されている「豊中市水防情報システム」に組み入れることで、雨量情報・雨量予測・河川増水及び道路冠水を一元的に管理することが可能となっていることに加えて、監視カメラのために新たなシステムを構築する必要がなく、経費節減にも繋がっている。



アンダーパス内部に向けられた監視カメラ
(大阪中央環状線 中国自動車道 アンダーパス)



アンダーパス内部に向けられた監視カメラ
(国道 423 号 北大阪急行電鉄 アンダーパス)
なお、上部のカメラは、エア遮断機撮影用

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	6			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	豊中市				
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	

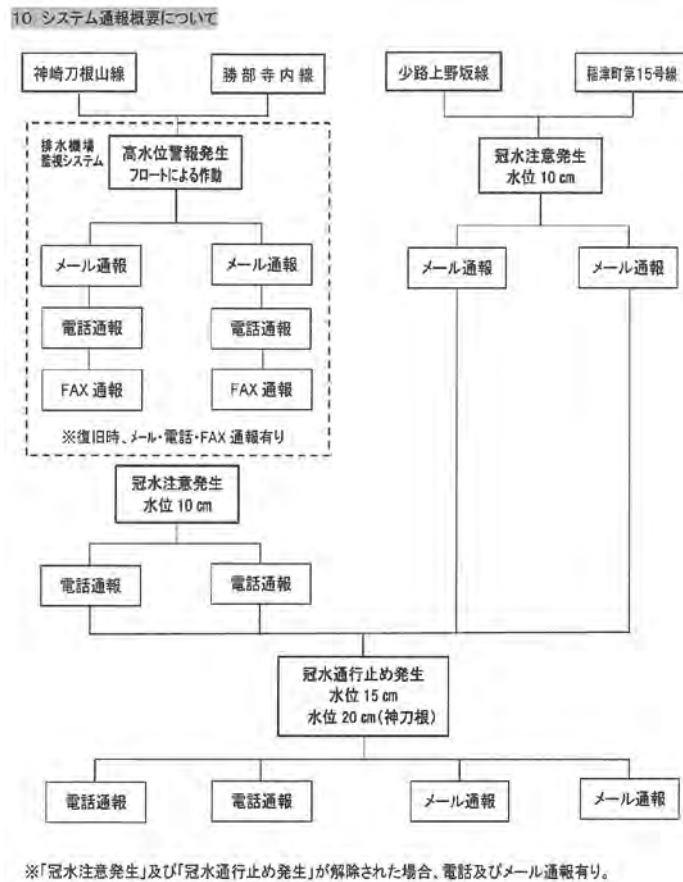
事例の概要

水位センサー等と連動した自動メール配信システムの導入（豊中市）

豊中市は、管理している4か所のアンダーパス部全てに水位センサーを設置しており、アンダーパス部の冠水が注意水位（10cm）又は通行止め水位（15cm or 20cm）に達すると、自動でメール配信（少路上野坂線、稲津町第15号線）又は電話通報（神崎刀根山線、勝部寺内線）により事前登録された職員に連絡

なお、電話通報により連絡がなされる2か所のアンダーパス部（神崎刀根山線、勝部寺内線）については、「排水機場監視システム」により、ポンプの水位が高水位になると自動でメール・電話・FAXで担当職員に連絡。結果的に4か所ともアンダーパス部が高水位になると自動でメール配信（下図参照）。

図 システム通報概要について



（注）豊中市提出資料による

備考

事 例 表

番号	7			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 8 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	姫路市	別所町別所 1 丁目～ 2 丁目	—	市道	姫路市道路管理課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-050		市道 幹 68 号線 別所町		JR 神戸線アンダー	

事例の概要

従来の注意喚起標識類、水位センサーに連動した回転灯・情報板等に加え、より自動車運転者が視認しやすい路面に「冠水注意」、「水深 60 cm ↑」、「水深 30 cm ↑」と表示（姫路市）

姫路市では、従来からの注意喚起標識類、水位センサーに連動した警告灯・情報板等に加えて、近年増加する局地的大雨対策の一つとして、平成 29 年度からアンダーパス部最深部の水深を示す路面表示を新たに導入。路面表示は、下表のとおり、同市で交通事故の多い交差点等の路面に注意喚起のために着色しているベンガラ色（赤茶色）を下地に最深部からの水深を白抜きで表示

同市では、路面表示は自動車運転者の注意を引きやすいことから、表示直前まで水面がせまるとアンダーパス最深部はその数値の水深であることを示す路面表示を行うことによって、自動車運転者自身に具体的な危険状況を把握してもらい、車両の誤進入を未然防止することを目指しており、既に市内 12 箇所のアンダーパスのうち 7 か所のアンダーパス部で実施。残る箇所についても平成 30 年度実施予定

表 冠水注意を喚起する路面の表示状況

	位 置	表示内容	表示状況
i)	アンダーパス部入口	「冠水注意」	従来から白地で記載
ii)	最深部から水深 60 cm	「水深 60 cm ↑」	ベンガラ色（赤茶色）の下地に最深部からの水深を白抜きで表示。表示直前まで水面がせまるとアンダーパス最深部はその数値の水深であることを示す。
	最深部から水深 30 cm	「水深 30 cm ↑」	

(注) 本表は、調査結果を基に当局が作成した。

① 路面表示

i) 入口路面に「冠水注意」と表示し自動車運転者に注意喚起



アンダーパス入口の路面に白字の「冠水注意」の注意喚起表示

ii) 最深部からの水深表示を路面に表示し、自動車運転者に注意喚起

○ 最深部からの水深 60 cm地点「水深 60 cm ↑」

○ 最深部からの水深 30 cm地点「水深 30 cm ↑」



② 注意喚起標識類、水位センサーに連動した警告灯・情報版（従来から実施）



注意喚起標識類

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	8			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 5 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	芦屋市	大原町	3-11	県道	兵庫県西宮土木事務所 道路第 2 課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-010		(主) 芦屋停車場線 JR 東海道本線		県あしや JR アンダー	

事例の概要

自動車運転者に向けて水位や通行止め基準の水深をアンダーパス内部の側壁等に大きく表示（兵庫県）

兵庫県では、アンダーパス部が濁水で冠水した場合、水位が分からなくなることから、側壁に最大水深や通行止め基準である水深 15 c m を大きく表示している。

これにより、自動車運転者が冠水部にさしかかる前に水位表示板の水位などを目安に引き返す等の判断が可能となる。



表示板等は文字も大きく、
自動車運転者からも視認
可能

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	9			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 15 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	神戸市垂水区	東舞子町	3	市道	垂水建設事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-042		(1)舞子公園福田川線 東舞子町		舞子ビラアンダーパス	

事例の概要

自動車運転者に向けて水位や通行止め基準の水深をアンダーパス内部の側壁等に大きく表示（神戸市）

神戸市では、同市が管理する冠水想定箇所 12 か所のうち、深度が深く特に冠水の危険性が高い 2 か所「舞子ビラアンダーパス（兵庫県-02-042）」、「舞子多聞線アンダーパス（兵庫県-02-043）」については、通行止め基準である「水深 15cm」の側壁表示に加え、進行方向に沿って「水深高 1.5m」、「水深高 1.0m」、「水深高 0.5m」の側壁表示を設置

これにより、ドライバーは冠水部にさしかかる前に側壁表示の水深表示などを目安に引き返す等の判断が可能



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	10			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 15 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	神戸市須磨区	行幸町 1 丁目	6	市道	西部建設事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-038		(2)月見山線 松風町		月見山アンダーパス	

事例の概要

自動車運転者に向けて水位や通行止め基準の水深をアンダーパス内部の側壁等に大きく表示（神戸市）

神戸市では、同市が管理する冠水想定箇所の 12 か所のうち 5 か所について、側壁に通行止め基準である水深 15cm 及び水深表示板を表示

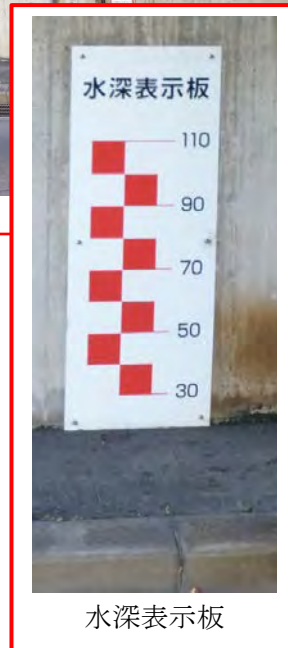
これにより、自動車運転者は冠水部にさしかかる前に側壁表示の水深表示などを目安に引き返す等の判断が可能



アンダーパス最深部



通行止めの基準となる
「水深 15 cm」表示



水深表示板

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	11			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 5 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	尼崎市	常光寺 4 丁目	—	市道	尼崎市 都市整備局道路課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-061		神崎川 J R 地下道		神崎川 J R 地下道	

事例の概要

自動車運転者に向けて水位や通行止め基準の水深をアンダーパス内部の側壁などに大きく表示（尼崎市）

尼崎市では、アンダーパス内において、降雨時における通行車両の注意を促すため、車のマフラーが水没し、排気管に入る可能性のある水位である地面からの高さ 15 cm をドライバーが目視できるように、アンダーパス内部の側面にライン表示するとともに、水位を簡単に確認できるよう水位表示板も設置

これにより、自動車運転者は冠水部にさしかかる前に水位表示板の水位などを目安に引き返す等の判断が可能



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	12			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 15 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	神戸市垂水区	東舞子町	3	県道	垂水建設事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-043		(県)平野舞子停車場線 舞子台		舞子多聞線アンダーパス	

事例の概要

①水位センサーに連動した警告灯・情報板による情報提供、②注意喚起標識類の複数設置、③警戒標識による注意喚起、④カーブ側壁に掲示した蛍光色横断幕による注意喚起、⑤進行方向から「水深高 1.5 m」、「水深高 1.0 m」、「水深高 0.5 m」、最深部には通行止めの基準である「水深 15 cm」の側壁表示を行い、重層的に注意喚起を実施（神戸市）

写真① 警告灯・情報板
注意喚起標識類「路面冠水のおそれあり」を複数設置し、繰り返し周知

写真③ カーブ側壁に掲示した蛍光色の横断幕による注意喚起(写真は平成30年1月30日に更新された表示：神戸市提供)

写真② より奥には15 cm表示あり
水深高を壁面に表示

写真④ 警告灯・情報板
警戒標識及び注意喚起標識類を設置

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	13			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 12 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	姫路市	東延末 2 丁目～ 延末 1 丁目		市道	姫路市 道路管理課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-054		市道 幹第 22 号線 東延末～延末		延末地下道	

事例の概要

①水位センサーに連動した警告灯・情報板による情報提供、②注意喚起標識類の設置、③アンダーパス内の「水深 15 cm」の側壁看板の設置、④自動車運転者が視認しやすい路面に進行方向に向かって「冠水注意」、「水深 60 cm ↑」、「水深 30 cm ↑」と表示し、重層的に注意喚起を実施（姫路市）



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	14			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 4 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	宝塚市	平井 1 丁目	1 番地	市道	宝塚市 道路管理課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-096		市道 3259 号線 平井 1 丁目		阪急山本駅アンダーパス	

事例の概要

排水ポンプ自体に警報装置を設置（主ポンプ層が異常高水位を検知した際に警報を送信）することにより、冠水発生前に現場に急行することが可能。また、別途、アンダーパス内の水位センサーと連動した冠水情報の自動メール配信システムも加えた「2 系統」による確実な対応（宝塚市）

1. 排水ポンプの貯水状況を基にした警報装置の設置

宝塚市は、豪雨時、自然流下では排水しきれず冠水の危険性があるアンダーパスに排水ポンプを設置しているが、当局が現地調査した阪急山本駅アンダーパスでは、排水ポンプが 2 機（主ポンプ層と予備ポンプ層）設置されており、主ポンプ層が異常高水位を検知した時点で、固定電話回線で道路管理課へ警報が送信され、同時に予備ポンプ層に切り替わる仕組み。これにより、排水ポンプが機能しなくなる前に警報を受けることができるため、冠水する前段階での現場急行が可能

2. 水位センサーと連動した警告灯及び冠水情報板、自動メール配信システムの設置

また、同市は、特に車の通行が多いアンダーパス 2 箇所（中山安倉線アンダーパス及び阪急山本駅アンダーパス）に対して、平成 22 年度、冠水時の注意喚起設備として警告灯及び情報板を設置（当局が現地実施した阪急山本駅アンダーパスの状況は下図参照）。

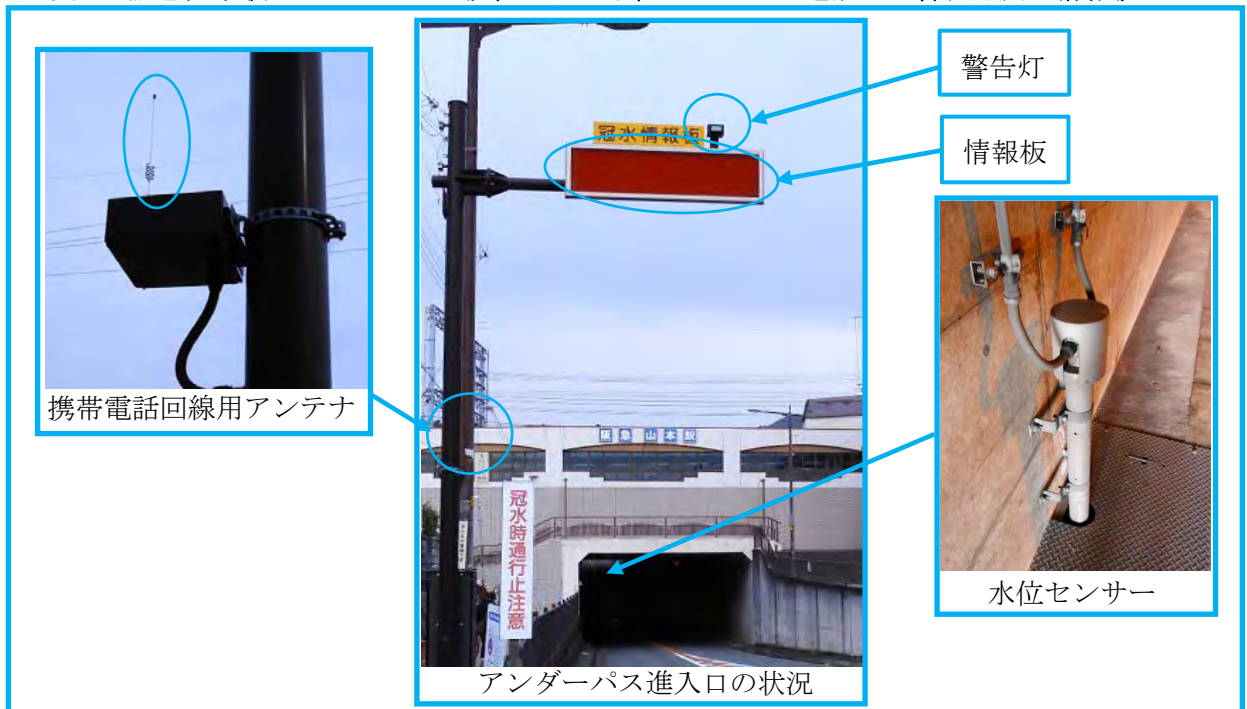
アンダーパス底部には水位センサーが設置され、冠水時に下表のとおり注意喚起するとともに、携帯電話回線を通して市へ冠水情報をメールで送信。道路管理課は職員の携帯電話及びスマートフォンでメールを受信した際には、アンダーパスの通行止め処置等を実施するため現場に急行

表 警告灯及び冠水情報板の仕様

冠水深さ	警告灯	冠水情報板	冠水情報メール
5～15cm	消灯	「路面冠水」、「通行注意」を交互に表示	送信
15cm 以上	点灯	「路面冠水」、「通行止」を交互に表示	送信

（注）宝塚市提供資料に基づき当局が作成した。

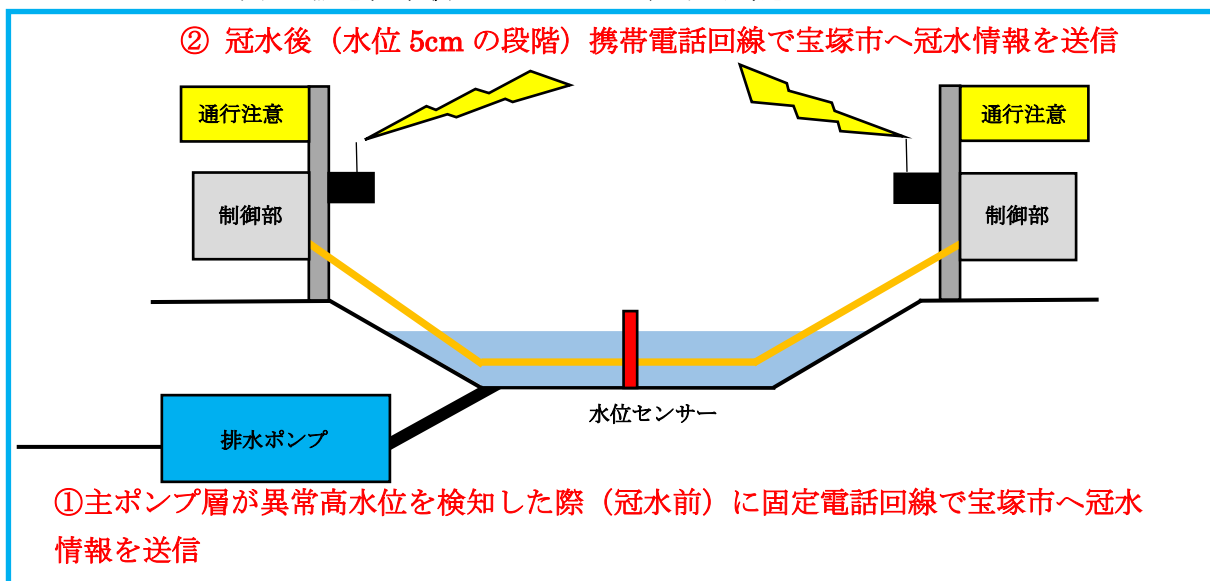
図1. 阪急山本駅アンダーパスに設置された水位センサーと連動した警告灯及び情報板



3. 通信システムの2重化

上記1及び2のとおり、本アンダーパスの冠水時対応のシステムは、①主ポンプ層が異常高水位を検知した際に 固定電話回線 で送信、②排水ポンプが機能しなくなりアンダーパスが冠水した際には水位センサーから 携帯電話回線 で送信という、異なる2系統を使用することによって、冠水危険時の確実な通信手段 を確保

図2. 阪急山本駅アンダーパスの冠水時対応のシステム



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	15			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 5 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	尼崎市	常光寺 4 丁目	—	市道	尼崎市 都市整備局道路課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-061		神崎川 J R 地下道		神崎川 J R 地下道	

事例の概要

アンダーパス部の進入路とは別に、迂回路の分岐点付近にも警告灯や、「冠水時通行止」注意喚起標識類、通行止めゲートを設置（尼崎市）

アンダーパス部の直前に、情報板を設置しているほか、迂回路の分岐点付近（アンダーパス部から北側は約 100 メートル、南側は約 650 メートル手前）に警告灯、「冠水時通行止」注意喚起標識類を設置するとともに、堅固な通行止めゲートを設置

アンダーパス部から離れた分岐点に設置されていることにより、通行者はアンダーパス部手前まで行ってから引き返す必要がなく、また、堅固なゲートで封鎖することにより確実に通行止め措置を行うことが可能



● アンダーパス部の直前の情報板



★ 警告灯、「冠水時通行止」注意喚起標識類



★ 通行止めゲート

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	16			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 5 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	尼崎市	浜 1 丁目	6 - 1 8 地先	県道	兵庫県西宮土木事務所 道路第 2 課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-022		(一) 尼崎停車場西川線 JR 東海道本線		西川 JR アンダー	

事例の概要

迅速・的確な通報による円滑な救急要請が図れるよう、分かりやすい「地名表示板」を設置（兵庫県）

兵庫県では、車両が水没するおそれのある主なアンダーパス部に、箇所名や管理番号を記載した地名表示板を設置し、速やかにその場所の特定ができるようにしている。

これにより、冠水により救助が必要となった場合に、その場所を正確に伝えることが可能となり、円滑な救助要請が可能。



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	17			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 15 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	神戸市兵庫区	駅南通 5 丁目	2	市道	中部建設事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-041		(市)兵庫駅西線 駅南通		兵庫駅西アンダーパス	

事例の概要

アンダーパス部に分かりやすい地名表示を行い、自動車運転者等による救急等への迅速・的確な通報を支援（神戸市）

神戸市では、救助活動が必要となった際、その場所を特定してすみやかに連絡がとれるよう、アンダーパス部の箇所名や道路管理者の連絡先を記載した地名表示板を設置

これにより、冠水等事故が発生した場合に、自動車運転者等による円滑な救助要請が可能



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	18			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 5 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	尼崎市	常光寺 4 丁目	—	市道	尼崎市 都市整備局道路課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-061		神崎川 J R 地下道		神崎川 J R 地下道	

事例の概要

アンダーパス部に分かりやすい地名表示を行い、自動車運転者等による救急等への迅速・的確な通報を支援（尼崎市）

尼崎市では、救助活動が必要となった場合に、その場所を特定して連絡がとれるよう、アンダーパス部の名称や管理番号を記載した地名表示板を設置。

これにより、冠水等事故が発生した場合に、その場所を正確に伝えることが可能となり、円滑な救助要請が可能



通報者が名称を正確に伝えることができるよう、アンダーパス名称にふりがなも表示

容易にアンダーパスを特定できるよう管理番号を表示

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	19			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 5 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	西宮市	六湛寺町	1 番地先	市道	西宮市道路補修課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
兵庫県-02-070		市道幹第 16 号線 (市役所前線) 六湛寺町		JR 神戸線ガード下	

事例の概要

アンダーパス部に分かりやすい地名表示を行い、自動車運転者等による救急等への迅速・的確な通報を支援 (西宮市)

西宮市では、救助活動が必要となった際、その場所を特定して連絡がとれるよう、アンダーパス部の管理番号、名称、冠水等緊急時の連絡先を記載した地名表示板を設置

これにより、冠水等事故が発生した場合に、その場所を正確に伝えることが可能となり、円滑な救助要請が可能



緊急時に連絡するアンダーパス部の管理番号、名称を大きく表示

道路管理者、警察、消防の電話番号を表示

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	20			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	西宮市				
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
事例の概要					
<p>アンダーパス内部を撮影する監視カメラ（冠水カメラ）を設置し、撮影された画像を遠隔で確認することにより、冠水発生時の迅速な対応が可能（西宮市）</p>					
<p>西宮市では、市が管理するアンダーパス部 13 か所のうち、幹線道路であり影響が大きい 3 か所について WEB カメラを設置</p> <p>現地の状況は市役所において監視しており、冠水発生時に迅速な対応が可能</p>					
備考					

事 例 表

番号	21			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	姫路市			市道	姫路市道路管理課
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	

事例の概要

水位センサー・水位計と連動した自動メール配信システムの導入（姫路市）

姫路市は、同市道路管理課において管理している 9 か所のアンダーパスに水位センサーを設置。これらの水位センサーによりアンダーパス内の冠水水位が 8cm 以上の場合には、N T T回線を使用したインターネット網を通じて、事前に登録された 12 名の市職員の個人アドレス及び組織アドレス宛に対して一斉に冠水通報メールが送信(送信内容は、表 1 及び 2 参照)

このシステムによって、勤務時間外であっても、担当職員に対するアンダーパス内の水位情報及びそれに基づく措置すべき事項の具体的かつ簡潔な伝達が即時に可能

表 1 水位上昇時の送信内容例

水位	件名	送信内容
8 cm 以上	冠水通報/ 通行注意表 示開始	<p>下記アンダーパス内の水位が 8 cm 以上になりました。通行注意の表示を開始します。姫路市建設局 道路部 道路管理課</p> <p>◆監視ポイント：〇〇潜道（△号線）</p> <p>◆発生日時： 2017/〇/□ △：〇：〇</p> <p>◆通知内容： センサ A 水位規定値以上</p> <p>①水位が上昇する可能性があるため、現地の確認</p> <p>②交通規制の必要がある場合は、</p> <p>(1) バリケードの設置。</p> <p>(2) 関係機関に連絡。</p>
15 cm 以上	冠水通報/ 通行止め表 示に移行	<p>下記アンダーパス内の水位が 15 cm 以上になりました。通行止めの表示を開始します。姫路市建設局 道路部 道路管理課</p> <p>◆監視ポイント：〇〇潜道（△号線）</p> <p>◆発生日時： 2017/〇/□ △：〇：〇</p> <p>◆通知内容： センサ B 水位規定値以上</p> <p>①至急現地を確認</p> <p>②バリケードの設置</p> <p>③関係機関への連絡をし、交通規制の実施。</p>

(注) 本表は、姫路市資料に基づき当局が作成した。

表2 水位減少時の送信内容例

水位	件名	送信内容
15 cm未満	冠水通報/ 通行止表示 解除	<p>下記アンダーパス内の水位が15 cm未満になりました。通行注意の表示を開始します。姫路市建設局 道路部 道路管理課</p> <p>◆監視ポイント：○○潜道（△号線）</p> <p>◆発生日時： 2017/○/□ △：○：○</p> <p>◆通知内容： センサB水位規定未満 現地の安全が確認出来るまで待機。</p>
8 cm未満	冠水通報/ 通行注意表 示解除	<p>下記アンダーパス内の水位が8 cm未満になりました。冠水注意表示を解除しました。姫路市建設局 道路部 道路管理課</p> <p>◆監視ポイント：○○潜道（△号線）</p> <p>◆発生日時： 2017/○/□ ○：○：○</p> <p>◆通知内容： センサA水位規定値未満 交通規制をしている場合は、</p> <p>①安全確認の実施。 ②関係機関への連絡。 ③規制の解除。</p>

(注) 本表は、姫路市資料に基づき当局が作成した。

備考

事例表

番号	22			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 14 日 平成 30 年 2 月 3 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
奈良県	大和高田市	西三倉堂	425 番地 3	国道	高田土木事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
奈良県-02-006		国道 166 号 西三倉堂		大和高田市駅高架下	

事例の概要

アンダーパス出入口から内部にかけて路面の中心部を水色及び白色で着色し「冠水注意」と表示することによって、平常時から自動車運転者に印象付け（奈良県）

奈良県は、県内 10 か所の車道部にあるアンダーパス部全てに対して、注意喚起標識類、水位センサーと連動した警告灯・情報板を設置し、平常時からの注意喚起及び冠水時の自動通行規制を実施
 県では、注意喚起標識類による注意喚起及び警告灯・情報板による自動通行規制は、①豪雨時、視認性が低下すること、②都市部は脇道が多いものの 1) 制動距離の関係及び ii) 地域住民の意向などによって、脇道通過後に注意喚起標識類及び警告灯・情報板を設置することが必ずしもできないことから、自動車運転者に対する平常時からの「知らせる対策」を強化することを目的に、大和高田市駅高架下のアンダーパス部入口から出口までの路面に、水色を下地に白抜きで「冠水注意」と路面表示を実施
 県では、残りの箇所についても、今後、順次対策を実施予定



路面表示によって、脇道からの進入車両も、当該アンダーパス部は、「冠水注意」すべき箇所である情報を入手可能。

※ 南北ともに注意喚起看板通過後に、警告灯・情報板が設置

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	23			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 14 日 平成 30 年 2 月 6 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
奈良県	大和高田市	西三倉堂	425 番地 3	国道	高田土木事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
奈良県-02-006		国道 166 号 西三倉堂		大和高田市駅高架下	

事例の概要

複数箇所に設けられた注意喚起標識類及び水位センサーに連動した警告灯・情報板、並びにアンダーパス部入口から出口までの路面表示「冠水注意」によって、重層的に注意喚起を実施（奈良県）

② 片塩ロータリー県道 5 号線進入口
注意喚起標識類

① 片塩ロータリー国道 166 号線進入口
注意喚起標識類

④ アンダーパス部の入口から出口
までの路面表示「冠水注意」

③ 北側入口
警告灯・情報板

⑤ 南側入口
警告灯・情報板

⑥ 南側入口 注意喚起標識類

備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

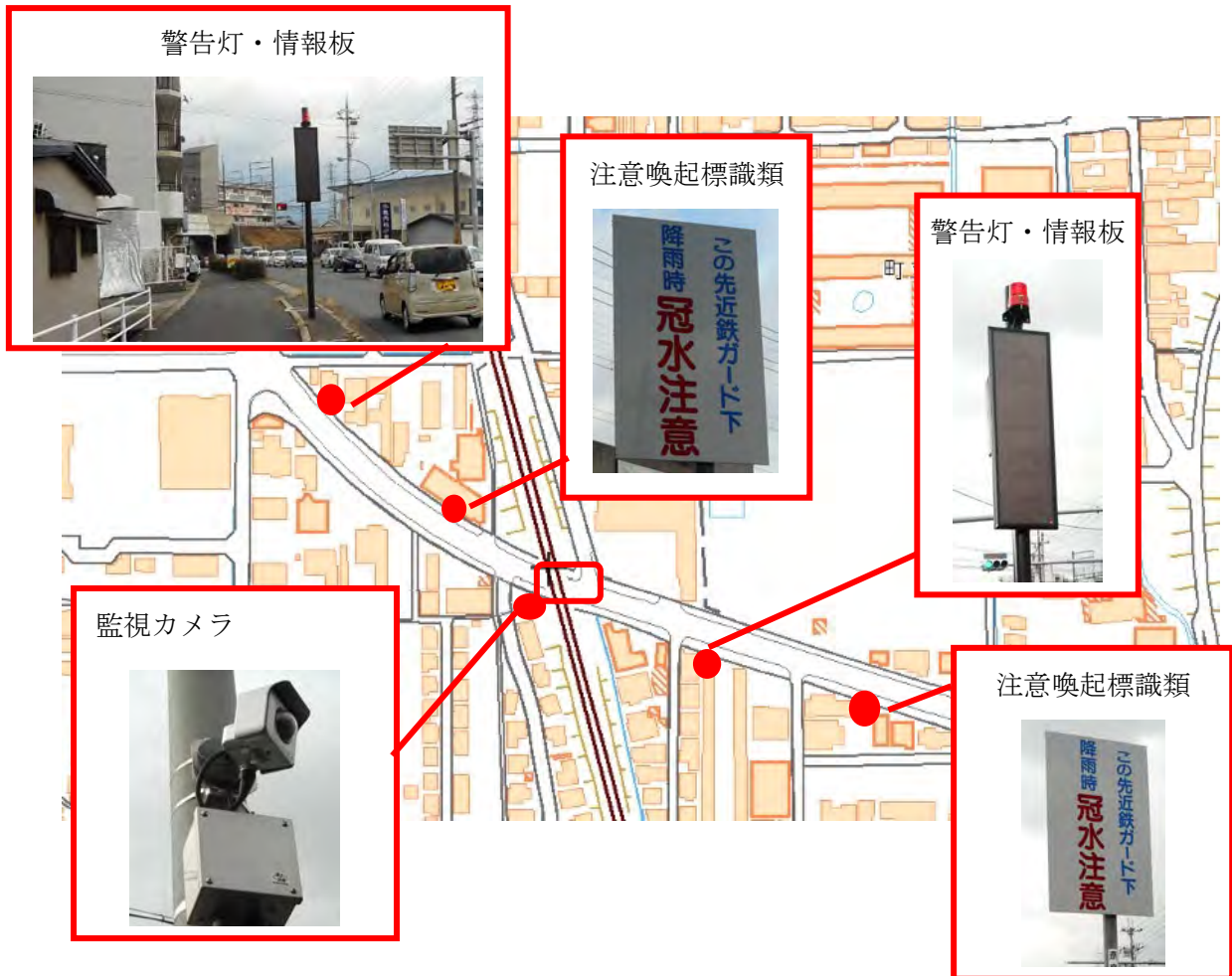
番号	24			実地調査年月日	平成 29 年 12 月 25 日
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
奈良県	田原本町	三笠	16 番地 1	県道	中和土木事務所
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
奈良県-02-007		桜井田原本王寺線 近鉄橿原線跨道橋下		三笠アンダーパス	

事例の概要

アンダーパス内部に監視カメラを設置して冠水状況の遠隔監視を行い、水位センサーによる監視体制と二重化することにより、冠水発生時の迅速な対応が可能（奈良県）

奈良県では、県が管理する車道部にあるアンダーパス部 10 か所全てについて、アンダーパス内部に設置した水位センサーによる水位の自動監視を 24 時間実施。冠水時は、警告灯・情報板に自動的に通行規制が表示されるとともに各土木事務所に警報が通知

中和土木事務所管轄の 3 か所のアンダーパス部は、集中豪雨による冠水実績があることから、上記水位センサーによる監視体制に加え、監視カメラによる土木事務所からの遠隔監視を行い、集中豪雨による急な水位上昇への対策を実施（下図は、「三笠アンダーパス」における設置例）



備考

※国土交通省ホームページ「道路防災情報 web マップ」の管理番号

事 例 表

番号	25			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	大阪市				
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
事例の概要					
<p>自動車運転者等に常日頃から大雨時における冠水発生の意識を高めてもらうため、ラジオによる注意喚起の広報を実施（大阪市）</p> <p>大阪市は、自動車運転者等に常日頃から大雨時における冠水発生の意識を高めてもらうため、平成 25 年から毎年 6 月に日本道路交通情報センターに対して、「大雨が降るとアンダーパスでは雨水が集中しやすくなります。通行には充分ご注意ください。」などとする内容のラジオ放送を通じての注意喚起を依頼している。</p>					
備考					

事 例 表

番号	26			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
大阪府	豊中市				
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	

事例の概要

アンダーパス部の冠水事故防止対策及び冠水想定箇所の地図をホームページ上で紹介し注意喚起(豊中市)

豊中市は、アンダーパス部が冠水した場合の車両水没等の事故に備え、道路冠水事故防止対策を平成21年度から取り組んでおり、表及び図1のとおり主な4施策を市ホームページ上で公開し冠水事故の危険性を周知・啓発(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/doro/kyouryou.html>)

表 豊中市における道路冠水事故防止対策

施策	内容
予測する	「豊中市水防システム」による雨量状況予測
確認する	監視カメラによる現地状況確認(平成26年度完成)
止める	水位センサーに基づき「冠水注意」「通行止め」の表示を行う情報板の設置による通行者への冠水状況の周知(平成24年度完成)
知らせる	エアバルーン式「自動遮断機設置」による冠水時の物理的進入防止(平成28年度完成)

図1 HP掲載「豊中市における道路アンダーパスの冠水事故防止対策について」

平成28年9月30日

豊中市における道路アンダーパスの冠水事故防止対策について

【概要】

当市には、市が管理する道路アンダーパスが4箇所あり、これまでも局地的集中豪雨により度々道路冠水が発生しています。冠水が発生した場合、車両水没等の事故が懸念されることから、平成21年度より冠水事故防止対策に取り組んでおり、以下、当市の取り組み内容について紹介します。

【道路冠水事故防止対策の内容】

<p>・市独自の気象情報サービスを利用し雨量状況を予測します</p>	<p>・監視カメラを設置し、現地状況を確認します</p>
<p>・自動遮断機を設置し、冠水した場合、物理的に進入を防止します</p>	<p>・道路冠水情報施設を設置し、通行者に冠水状況を知らせます</p>

1. 予測する—「気象情報サービス」の利用

突発的な集中豪雨や台風等の大雨による冠水事故を防止するためには、事前に雨量予測を行い、必要に応じて準備をすることが大切です。このため、本市では、独自の気象情報サービス「豊中市水防システム」を利用することで、精度の高い雨量予測情報を取得しています。これにより、事前に道路倒壊のゴミを除去したり、職員や業者を現場に配置する等の準備を行うよう努めます。

2. 確認する—「監視カメラ」の設置

いつでも、職員が事務所や出先から道路冠水の状況を確認し、速やかに現場対応の指示ができるよう、平成26年度に各施設へ監視カメラを設置しました。なお、監視カメラは、「豊中市水防システム」に組み込むことで、雨量情報・雨量予測・河川増水、及び道路冠水を一元的に管理することが可能となり、危機管理上も有効なシステムとなっています。

3. 知らせる—「道路冠水情報施設」の設置

平成21年度より道路冠水が発生していることを通行者に知らせるため、既定の水位に達した場合、センサーにより「冠水注意」や「通行止め」の表示を行う「道路冠水情報施設」を設置しており、平成24年度に全てのアンダーパスへの設置が完了しました。これにより冠水情報をリアルタイムに通行者に知らせると共に、職員に連絡され、速やかな現場対応が可能となっています。

4. 止める—「自動遮断機」の設置

冠水状況に応じて「道路冠水情報施設」による「通行止め」表示を行うことで、道路利用者の冠水箇所への進入を防止しますが、豪雨時にはこれを見過とすことも考えられます。このため、更なる進入防止対策として、自動遮断機を設置しました。これは、「道路冠水情報施設」の冠水センサーと連動して自動的に伸長するエアバルーン式の自動遮断機により、物理的に道路の通行止めを行うもので、平成26年度に稲津町第15号線のアンダーパスへ試験設置後、平成28年度に残る3箇所のアンダーパスへ設置が完了しました。また、あわせて、自動遮断機の作動を確認できるよう監視カメラも増設しました。

さらに、市ホームページ「大雨時の道路交通注意箇所について」において、「大雨時、次の道路はアンダーパスのため冠水し、車両通行ができないことがありますので注意してください」として、市内4か所のアンダーパスの現地写真及び該当箇所の詳細地図を公表し注意喚起

図2 冠水の危険性があるアンダーパス部の現地写真及び詳細地図の公表状況

The image shows a screenshot of the Toyonaka City website. At the top, there is a navigation bar with the city name '豊中市 Toyonaka City'. Below it, there is a main notice titled '大雨時の道路交通注意箇所について' (About Road Traffic Attention Points During Heavy Rain). A list of underpasses is provided, with '少路上野坂線' (Shosuji No. 1 Underpass) highlighted. A callout box points to this underpass, stating 'アンダーパス部詳細ページ 本ページは、「少路上野坂線」' (Underpass Detailed Page: This page is 'Shosuji No. 1 Underpass'). Below the list, there is a detailed page for '少路上野坂線' which includes a photo of the underpass (labeled '2') and a PDF file titled '詳細地図...pdfファイル' (Detailed Map...pdf file) (labeled '3-1'). A callout box points to the PDF file, stating 'アンダーパス部詳細ページ 本ページは、「少路上野坂線」' (Underpass Detailed Page: This page is 'Shosuji No. 1 Underpass'). The PDF file is a detailed street map of the area (labeled '3-2') showing the underpass and surrounding streets. A red arrow points from the PDF file to the detailed map. The map shows the '少路1丁目地内 少路上野坂線' (Shosuji No. 1 Underpass) and the '大宮モノレール少路駅' (Omiya Monorail Shosuji Station). The map scale is 1/2500.

- ① 大雨時に冠水する可能性があるとして市道4か所のアンダーパス部を紹介し、各アンダーパス部の詳細情報ページのリンクを貼っている。
- ② アンダーパス部の現地写真とともに「この箇所は道路がアンダーパスのため、大雨時に冠水し車両通行ができないことがありますので注意して下さい。」と注意喚起
- ③ 該当箇所の詳細地図のPDFファイルを掲載。写真のみならず、周辺の詳細地図を確認することによって、場所をより具体的に特定可能

備考

事 例 表

番号	27			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県					
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	

事例の概要

ウェブサイトにおいて、冠水想定箇所を地図上に表示するとともに、現地のアンダーパス部の水位センサー情報を常時表示（兵庫県）

兵庫県では、県内の風水害に関する情報を集約しウェブ上で公開するCGハザードマップにおいて、冠水想定箇所を地図上に表示しているほか、現地のアンダーパス部の水位センサー情報を基に「通常」「冠水通行注意」「冠水通行止」「故障」の4段階で表示。
これにより、ウェブサイトで冠水情報をリアルタイムで確認することが可能。



地図上の「通常」「冠水通行注意」「冠水通行止め」「故障」の記号は、アンダーパス内の水位センサーと連動しており、アンダーパス内の状況に応じて自動的に切り替わる

- 通行規制
 - 地図
 - 一覧表
- 道路画像
 - 地図
 - 一覧表
- 雨量
 - 地図
 - 一覧表
- 積雪
 - 地図



<凡例>
<- 冠水 - >

- : 通常
- : 冠水通行注意
- : 冠水通行止
- : 故障

詳細内容

冠水箇所名	西宮市今津 久寿川町
路線	(一)県道343号今津港津門大筒線
規制状況	通常
規制期間	--

地図上の記号をクリックすると、詳細内容が表示され、冠水箇所名、路線、規制状況及び規制期間が確認可能

地方選択

備考

事 例 表

番号	28			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	尼崎市				
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
事例の概要					
<p>冠水時において市民からの通報に的確かつ迅速に対応できるよう、市内のアンダーパス部の名称を統一ルールに基づき設定（尼崎市）</p>					
<p>尼崎市では、平成 20 年に栃木県鹿沼市で発生した車両水没事故において、救助要請時に現場近くにある二つの地下道を消防と警察が混同し救助が間に合わず女性が死亡したことを踏まえ、市民からの通報に対して警察や消防、道路管理者が的確に場所を把握し、迅速に対応できるようにするため、平成 22 年に市管理のアンダーパス部について、これまでバラバラであった名称を統一ルールに基づき設定</p> <p>名称の設定にあたり尼崎市は、兵庫県の管理する道路の名称設定方法を参考に、排水ポンプの有無で「地下道」、「アンダー」と呼称することとし、下表の統一ルールで名称を設定。県管理道路のアンダーパスの名称との統一性も確保</p>					
<p>表 尼崎市におけるアンダーパスの名称の付け方</p>					
<p>① 交差する地点の施設名称(道路名、鉄道、河川名等)を組み合わせた名称とする。</p> <p>② 鉄道駅周辺に設置されているものについては、鉄道駅名称とする。</p> <p>③ 既に、名板等で周知されている名称は変更しない。</p> <p>④ 排水ポンプありを「地下道」、排水ポンプなしを「アンダー」とする。</p>					
<p>尼崎市は、「この取組を行う前は、名前を定めていないアンダーパスも多く、市民が救助要請をしようとしても、曖昧な表現で場所を特定できず、警察、消防などの初動に支障をきたす懸念があった。統一ルールにより名称を定めたことによって、複数のアンダーや地下道が近接している場合でも、名称を伝えるだけでアンダーパス部を特定することが可能となり、関係機関との連絡においても、場所を取り違えることはなくなった。」と説明</p>					
備考					

事 例 表

番号	29			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県	尼崎市				
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	
事例の概要					
<p>市で統一したアンダーパス部の名称の周知を図るため、住宅地図会社にアンダーパス部名の記載を依頼（尼崎市）</p>					
<p>尼崎市では、警察、消防及び道路管理者が的確に場所を把握できるようにするため、平成22年に市が管理する道路のアンダーパス部に統一ルールに基づく名称を設定。新たに設定したアンダーパス部の名称を関係機関や住民に周知するため、市報やホームページ、ハザードマップへの記載に加え、住宅地図会社に対してアンダーパス部名の記載を依頼</p> <p>尼崎市は、「住宅地図は市役所各課のほか、警察や消防など関係機関でも場所の把握や確認のため日常的に使用されており、住宅地図にアンダーパス部名を記載することによって、名称の周知や緊急連絡時における迅速な場所の特定に繋がることを期待できる。」と説明</p>					
備考					

事 例 表

番号	30			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
兵庫県					
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	

事例の概要

大雨時の道路アンダーパス部冠水事故の危険性と対処方法を周知・啓発するチラシを作成（兵庫県）

兵庫県は、大雨時の道路アンダーパス部における冠水の危険性と対処方法を周知・啓発するチラシを作成。各土木事務所、県民局、県庁内において配布しているほか、県ホームページにおいても本チラシのPDFファイルを掲載している (https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks11/wd13_000000022.html)。

なお、同ホームページにおいても、「大雨時は道路アンダーパス部の冠水に注意」と掲載し、本チラシの主旨についても周知している。

図1 大雨時に道路アンダーパス部の冠水に注意を呼びかける兵庫県チラシ（表面）



①道路アンダーパス部の冠水の危険性を、冠水時の写真を用いて、分かりやすく説明

②県の車両冠水事故防止対策と冠水時における対処方法を、写真を用いて分かりやすく説明

図2 大雨時に道路アンダーパス部の冠水に注意を呼びかける兵庫県チラシ（裏面）

ドライバーの皆様へお願い

道路アンダーパス部が冠水している場合は、不用意に進入せず、迂回するなどの危険回避を優先するようお願いいたします。万が一冠水部に進入して車が動かなくなってしまった場合は下記を参考に行動してください。

まずは落ち着いて冠水場所から退出することを考える。

窓を開けるか、窓を割ってでも退出する。

水圧でドアが開かなければ、ある程度水が車内に入ってくるのを待って（水圧が小さくなって開けやすくなる）から、足で踏むように押し開ける。

車外に脱出できないときは、至急、警察や消防署または道路局管理署へ救助要請の連絡をする。（必ず通称名を伝える）

※アンパスを乗車し続けるのは危険な運転行為です。

アンダーパス冠水危険箇所一覧（兵庫県所管）

番号	路線名	冠水アンダーパス部名称	上部交差物件名	住 所	道路管理者	電話番号
兵庫県-101	県道45号(主)芦屋停車場線	県あしやJ/Rアンダー	J/R東海道本線	芦屋市大願町3-11地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-102	県道114号(-)西宮宝塚線	にしたかJ/Rアンダー	J/R東海道本線	西宮市甲子園口北町7番地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-103	県道114号(-)西宮宝塚線	にしたか南側アンダー	名神高速道路	西宮市松原町7番地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-104	県道114号(-)西宮宝塚線	にしたか北側アンダー	(-)西宮豊中線	西宮市松原町14-19地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-105	県道114号(-)西宮宝塚線	にしたか阪急アンダー	阪急電鉄神戸線	西宮市日野町8番地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-106	県道114号(-)西宮宝塚線	にしたか171号アンダー	(国)171号	西宮市磯ノ口1丁目15番地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-107	県道343号(-)今津津門大橋線	久寿川地下道	阪神電鉄本線	西宮市今津町9-14地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-108	県道608号(-)西宮宝塚線	神紙貫地下道	J/R東海道本線	西宮市神紙町3-10地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-109	県道57号(主)尼崎港線	花城川地下道	阪神電鉄本線	尼崎市花輪町阪神尼崎駅下	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-110	県道191号(-)尼崎港線	西川J/Rアンダー	J/R東海道本線	尼崎市浜1丁目6-18地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-111	県道142号(-)米谷島尾線	米谷川地下道	阪急電鉄神戸線	尼崎市米谷町3丁目1番地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-112	県道608号(-)西宮宝塚線	矢野橋アンダー	阪急電鉄神戸線	尼崎市瓦宮2丁目27-5地先	西宮土木事務所	0798-39-6126
兵庫県-113	県道12号(主)川西福山線	栗原J/Rアンダー-交差部	龍野電鉄	川西市矢野町1丁目1	宝塚土木事務所	0797-83-3128
兵庫県-114	県道13号(主)尼崎港線	栗原J/Rアンダー-交差部	J/R福知山線	川西市栗原2丁目13-2	宝塚土木事務所	0797-83-3128
兵庫県-115	県道16号(主)伊丹市産線	野上坂アンダー-交差部	阪急電鉄今津線	宝塚市野上1丁目1-24	宝塚土木事務所	0797-83-3127
兵庫県-116	県道142号(-)米谷島尾線	安倉北中交差部-交差部	中国縦貫自動車道	宝塚市安倉北1丁目5-30	宝塚土木事務所	0797-83-3127
兵庫県-117	県道99号(主)伊丹島中線	空池地下道	伊丹空港	伊丹市森本字西水門21-1	宝塚土木事務所	0797-83-3128
兵庫県-118	県道718号(-)明石富砂線	明石アンダーパス	山陽電鉄本線	高砂市高砂町朝日町1丁目10番地	加古川土木事務所	079-421-9624
兵庫県-119	国道250号	小久保アンダーパス	J/R山陽本線	明石市小久保120番地	加古川土木事務所	079-421-9624
兵庫県-120	県道39号(-)淡路島久保線	小久保アンダーパス	J/R山陽本線	明石市大久保町南田185番地	加古川土木事務所	079-421-9624
兵庫県-121	県道385号(-)八幡割府線	別府アンダーパス	J/R山陽本線	加古川市別府町別府1001番地	加古川土木事務所	079-421-9624
兵庫県-122	国道312号	J/R交差部	J/R山陽本線	姫路市御園町御園167番地	姫路土木事務所	079-281-9503
兵庫県-123	県道417号(-)広瀬京山線	J/R交差部	J/R山陽本線	姫路市広瀬区北河原町81地先	姫路土木事務所	079-281-9503
兵庫県-124	県道516号(-)姫路環状線	山崎台J/R交差部	J/R山陽本線	姫路市島崎区山崎台80番地	姫路土木事務所	079-281-9503
兵庫県-125	県道39号(主)一宮生野線	生野J/R交差部	J/R播但線	神河町生野120-2	姫路土木事務所(播磨支所)	0790-22-1290
兵庫県-126	国道373号	真井J/Rアンダー-交差部	J/R山陽本線	上郡町真井435-1	光都土木事務所	0791-58-2245
兵庫県-127	県道99号(主)赤穂佐伯線	竹方J/Rアンダー-交差部	J/R山陽本線	上郡町竹方7-8	光都土木事務所	0791-58-2245
兵庫県-128	県道90号(主)赤穂佐伯線	浜市J/Rアンダー-交差部	J/R赤穂線	赤穂市浜市古久	光都土木事務所	0791-58-2245
兵庫県-129	国道178号	中瀬J/R交差部	J/R山陽本線	豊岡市中瀬24	豊岡土木事務所	0796-26-3752
兵庫県-130	県道250号(-)藤井上石線	藤井上石橋	J/R山陽本線	豊岡市日高町上石338-7番地先	豊岡土木事務所	0796-26-3752
兵庫県-131	県道718号(-)明石富砂線	海堂路地下道	但馬空港	豊岡市上佐野空港滑走路下	豊岡土木事務所	0796-26-3752
兵庫県-132	県道261号(-)津崎久保線	津崎(和田)めぐみ(24)	J/R山陽本線	新温泉町和田字西ヤス11番3	新温泉土木事務所	0796-82-3141
兵庫県-133	県道104号(-)物部線	物部J/Rアンダー-交差部	J/R山陽本線	朝来市和田町玉置200-1	養父土木事務所	079-662-2192
兵庫県-134	県道86号(主)多可柏原線	玉置J/Rアンダー-交差部	J/R新知山線	丹波市山南町長野字セツケ谷1020-2	丹波土木事務所	0795-73-3847

※上表及び位置図は、兵庫県ホームページ(兵庫県道路保全事業)でも詳しくご覧いただけます。まずは検索を。

最新の気象情報は携帯電話からでも確認できます。

◇ひょうご防災ネット
<http://bosai.net>

メール登録すれば気象情報など自動的に配信されます。
※メール登録できない場合があります。

◇携帯用フェニックス防災システム
<http://hyogo.bosainfo.jp/mobile>

リアルタイムの気象情報を提供しています。

兵庫県道路保全事業

お問い合わせ先
兵庫県 県土整備部土木局 道路保全課
TEL 078-341-7711 / FAX 078-362-4278
E-mail dourohozenka@pref.hyogo.lg.jp

21土P2-03644

③ 冠水しているアンダーパスに進入して動けなくなったときの対処方法を親しみやすい県マスコットを用いて分かりやすく説明

④ 兵庫県が管理する冠水が想定されるアンダーパス部の一覧を掲載

⑤ 携帯電話でも利用可能な情報提供システムの紹介

備考

37

事 例 表

番号	31			実地調査年月日	
府県名	市町村	字丁目	番地	道路種別	道路管理者
奈良県					
管理番号(※)		箇所名称		アンダーパス等名称	

事例の概要

アンダーパスの道路冠水に伴う通行止め情報を始め、工事・災害・雨量・積雪などによる県管理道路の規制情報をホームページで公開した上、携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用して、事前登録者に道路規制情報をメール配信（奈良県）

奈良県は、平成 22 年 9 月 1 日からホームページ「奈良県道路規制情報」(<http://www2.wagamachi-guide.com/naradouro/>)において、一般国道及び県道の県管理区間におけるアンダーパスの道路冠水に伴う通行止め情報を始め工事・雨量・積雪・災害などによる道路の規制情報を、地形図を基に提供。本情報は、パソコン版のほか携帯電話版も公表

また、同県は、平成 24 年 12 月から携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用し登録者に対して、上記道路規制情報のメール配信を開始。下表の事項を県道路管理課に事前登録すると、該当する規制情報が発令された場合、メールが配信される。

表 奈良県道路規制情報メール配信システム利用に係る事前登録内容

項目	選択情報
道路規制情報	①工事 ②雨量 ③災害
路線・市町村の選択	路線及び市町村を選択
規制形態の選択	①全面通行止め ②時間制限通行止め ③車両制限通行止め ④雨量規制

(注) 本表は、当局調査に基づき作成した。

ドライバーは、本メール配信システムに事前登録しておくことによって、県が通行止め規制を開始した際は、県から配信されるメールによって通行止め情報を事前に入手して迂回路を検討でき、車両浸水事故を未然に回避することができる。

図 HP「奈良県道路規制情報」

路線、市町村、エリア、住所及び道路規制の状況別に検索可能
また、主な観光スポットの状況についても検索可能

携帯電話版をバーコードリーダー付きで公表

奈良県内の道路規制状況が確認出来る上、凡例マークをクリックすると詳細地図で場所の確認が可能

備考